

実務経験証明書記載上の注意

1. 試験合格

① 必要な経験年数は**5年以上**です。ただし学校教育法で定められた大学、高等専門学校において、電気理論、電気計測、電気機器、電気材料、送配電、製図（配線図を含むものに限る。）、電気法規の単位を取得していれば3年以上となります。その場合は**単位取得証明書**と**卒業証明書**が必要です。

② 証明者は原則として雇用主（＝代表者）に限ります。法人組織なら代表取締役などです。ただし、実務経験の証明が委任されている工場、事業所あるいは支店、営業所の長（役員に限る）でも適となります。

経験年数を満足するために、幾つかの会社での経験証明が必要な場合は、それぞれの会社での経験証明書を作成して下さい。（1会社につき1枚）

③ 下記の工事・業務は実務経験になりません。

- ・軽微な工事
- ・特殊電気工事（ネオン工事、非常用予備発電装置工事等）
- ・電圧5万ボルト以上の架空電線路の工事
- ・保安通信設備工事
- ・設計、検査、保安業務
- ・電気機器の製造
- ・平成2年9月1日以降に行った500kw未満の自家用電気工事
（認定電気工事従事者認定証取得者は除く）
- ・キュービクル、変圧器等の据付けに伴う土木工事

一般用電気工事の実務経験を積んだ場合

600ボルト以下で受電する電気工作物、家庭用屋内配線等の工事の業務。

第二種電気工事士免状取得後5年以上の経験年数。（第二種電気工事士免状の提示が必要）

（注意） 第二種電気工事士免状取得前の実務経験は算定の対象となりません。

自家用電気工作物の実務経験を積んだ場合

電気主任技術者の監督の下で行う、**最大電力（契約電力）500kw以上の需要設備の工事の業務。**

（注意） 平成2年9月1日以降に行った最大電力500kw未満の工事は、実務経験の算定の対象となりません。

2. 認定

電気主任技術者の資格で認定を受ける場合

電気主任技術者免状取得後、5年以上の電気工作物の維持、運用、保守管理の実務経験。

（注意） 最大電力（契約電力）500kw以上の需要設備の工事の業務も実務経験として認められます。

高圧電気工事技術者試験合格で認定を受ける場合

高圧電気工事技術者試験合格後、3年以上の工事の実務経験。

（注意） 電気工作物の維持、運用、保守管理の業務は算定の対象となりません。